

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

さぬき市は、平成14年4月1日、香川県大川郡の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の5町が合併して誕生した。

本市は、香川県東部に位置し、北は瀬戸内海に面し、東は東かがわ市、南は徳島県、西は三木町及び高松市に接している。本市から高松市中心部までは約15km、岡山市、徳島市までは約50km、大阪市、広島市へは150km圏内である。面積は158.63㎢で香川県下では4番目の広さで、穏やかな波の瀬戸内海を背景に、讃岐山脈の裾野に広がる緑豊かな田園が織りなす美しい自然景観を有する市である。

人口の推移をみると、合併前の平成7年までは徐々に増加し、5町の人口の総和が58,390人に達したが、その後減少に転じている。令和2年に行われた国勢調査による人口は47,003人であった。平成7年からの25年間で約20%も減少している。本市では、人口減少対策に取り組むために2020（令和2）年「第2期さぬき市人口ビジョン」を改訂し、2060（令和42）年の将来人口を31,000人確保することを目標としている。

本市の産業のうち、農業・漁業については、水稻、野菜、果樹、畜産を組み合わせた複合経営が営まれている。主なものに、いちご、にんにく、ミニトマト、キャベツ、ぶどう、花きなどがある。漁業は、ハマチ、タイ、カンパチ、牡蠣、海苔などの栽培漁業が営まれている。

商業・サービスについては、郊外型量販店の進出により消費者の利便性は向上しているが、旧来の商店街や個人経営の商店を中心に廃業が相次いでいる。

工業については、津田地区に鶴部工業団地、志度地区に臨海工業団地及び内陸工業団地、長尾地区に農産加工工場団地及び高松東ファクトリーパークがあり、地域経済の活性化と雇用の創出に貢献している。主要なものとして、クレーンなどの一般機械、ゴム製品、冷凍食品、水産加工などの工場がある。

以上のような産業形態となっているが、近年、市内の事業所の大部分を占める中小企業は海外や産地間競争の激化や後継者難などの影響により廃業が増加している。さらに令和4年12月のハローワークさぬき管内の有効求人倍率は1.20倍となるなど高水準で人手不足が続いている。また、後継者不足も深刻な状況となっており、このような現状を放置すると本市の経済にも大きな影響を与えかねない状況である。

このような中、独自の取組として市内既存企業の新たな設備投資も支援対象とする「さぬき市企業立地助成制度」、創業や地域資源を活用した新商品開発及び人

材育成等を支援する「さぬき市中小企業等振興支援事業補助金交付制度」等を講じてきた。今後も、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していく。

(2) 目標

近年の景気の回復に伴い、本市においても中小企業者の設備投資が増加傾向にあるが、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でもトップクラスの設備投資が盛んな自治体を目指すとともに地域経済の活性化・発展を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に7件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農水産業、製造業、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多用な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用の創出及び安定を図る等の観点から **自己の工場や事務所等の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。**

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内5か所にある工業団地の他、臨海部から内陸部の平野を経て山間部まで広く立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農水産業、製造業、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多用な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者

の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和５年４月１日～令和７年３月３１日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。